○経済産業省告示第百三十九号

一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）別表第一の規定に基づき、一般ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十六年経済産業省告示第七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月六日から施行する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第一項中「[2,605,582,000円]」を「[2,416,976,000円]」に、「[520,972,020,000円]」を「[533,146,104,000円]」に改め、第二項イ中「[10,445,732,000円]」を「[10,462,786,000円]」に、「[60,156,902,000円]」を「[57,984,064,000円]」に改め、同項ロ中「[11,330,679,000円]」を「[11,437,423,000円]」に、「[269,380,739,000円]」を「[277,020,530,000円]」に改め、第四項中「[263立方メートル]」を「[259立方メートル]」に改め、第五項を次のように改める。

5　事業報酬率の算定に用いる値

・自己資本報酬率

年度	20	21	22	23	24	25	26	20～26平均
全産業自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
公社債利回り実績値	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
自己資本報酬率適用率（β値：0.4）	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	3.23 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

・他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.61
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.17%）補正後）	1.78

・（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

需要家数30万戸以上の事業者	2.18
需要家数30万戸未満の事業者	2.29

○経済産業省告示第百四十号

簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第四十四号）別表第三の第二表の規定に基づき、簡易ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十六年経済産業省告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月六日から施行する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第十二項中「2.35パーセント」を「2.29パーセント」に改める。

○国土交通省告示第七百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年四月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5417号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＢＪ－270	東洋物産株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目17番5号

○国土交通省告示第七百二十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年四月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第745号	小型船舶用救命ウェットスーツ	ＴＣ－3	東洋物産株式会社	覆布、縫い糸及び浮力材を変更

○国土交通省告示第七百二十六号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月六日

国土交通大臣　石井　啓一

1の表一般会計の項中「地域再生推進費」を「地方創生基盤整備事業推進費」に、「地域再生基盤強化交付金」を「地方創生整備推進交付金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十八年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百二十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の十一（第十二条の二の二十六において準用される場合を含む。）の規定に基づき、一般財団法人海上災害防止センターから登録事項について、平成二十八年二月二十二日から次のように変更した旨の届出があったので、同規則第十二条の二の二十一第二号（第十二条の二の二十六において準用される場合を含む。）の規定により、公示する。

平成二十八年五月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人海上災害防止センターから登録事項の変更の届出があった件

一　変更後の登録消防講習実施機関の住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号

二　変更後の登録消防講習事務を行う事務所の所在地（本部に限る。）　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号

三　変更後の登録学科講習実施機関の住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号

四　変更後の登録学科講習事務を行う事務所の所在地（本部に限る。）　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号

○環境省告示第五十六号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、我が国における平成二十六年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月六日

環境大臣　大塚　珠代

第一　平成二十六年度の温室効果ガスの排出量

一　二酸化炭素　十二億六千五百五十万トン

二　メタン　三千五百五十万トン

三　一酸化二窒素　二千八十万トン

四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　三千五百八十万トン

五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　三百四十万トン

六　六ふっ化硫黄　二百十万トン

七　三ふっ化窒素　八十万トン

八　前各号に掲げる量の合計量　十三億六千三百九十万トン

第二　平成二十六年度の温室効果ガスの吸収量

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第八回締約国会議の決定に基づき報告する吸収量

五千七百九十万トン

（備考）

1　第一第一号から第七号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。

2　第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。